

6 高教青事第 134 号
令和 6 年 6 月 30 日

利用者各位

高知市教育委員会
高知市教育長 松下 整

高知市工石山青少年の家の食事料金の上限額について

高知市工石山青少年の家条例第 20 条および高知市工石山青少年の家条例施行規則第 7 条に基づき、高知市工石山青少年の家の食事料金にかかる上限額を、下記のとおり定めます。

記

1 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの食事料金の上限額（税込み）

- (1) 朝食 430 円
- (2) 昼食 490 円
- (3) 夕食 590 円

2 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの食事料金の上限額（税込み）

- (1) 朝食 550 円
- (2) 昼食 620 円
- (3) 夕食 740 円

3 備考

高知市工石山青少年の家条例第 5 条に基づき、指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、上記の額を上限として、指定管理者が食事料金を決定できるものとします。

以上